

随意契約の公表(令和元年度下半期)

対象: 予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	日立造船株式会社	東京都品川区南大井6-26-3	ごみ焼却処理施設整備工事	朝霞市大字浜崎390番地の45	清掃施設工事	ごみ焼却処理施設1・2号炉の炉本体設備、燃焼設備、排ガス処理設備、給排水設備、通風設備、電気計装設備の整備更新	R1.11.22	R2.3.20	67,600,000	和光市とのごみ処理広域化の協議の開始に伴い、新施設の整備完了・稼働までの期間が10年程度必要なことから、現施設の安定的稼働を維持するための補修工事に、施設の設計施工業者である日立造船(株)の技術・知見が必要となるため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
みどり公園課	(株)小倉造園	朝霞市宮戸4-1-36	朝霞市役所庁舎前緑地整備工事	朝霞市本町1丁目地内	造園工事	朝霞市役所庁舎前の植栽等による緑地整備	R1.11.25	R2.4.24	42,140,000	平成30年度から施工しているシンボルロード広場等整備工事の請負業者であり、発注者側の要求事項は元より、現場の状況などシンボルロード整備に係る工事内容を熟知しているため、工事期間の短縮や経費の削減や円滑な業務が可能となるため。〈地方自治法施工令第167の2第1項第6号適用〉
みどり公園課	(株)小倉造園	朝霞市宮戸4-1-36	シンボルロード南側緑道整備工事	朝霞市大字膝折他地内	造園工事	踏み分け道設置等の緑道整備	R1.10.21	R2.2.14	40,760,000	平成30年度に実施したシンボルロード広場等整備工事の請負業者であり、発注者側の要求事項は元より、現場の状況などシンボルロード整備に係る工事内容を熟知しているため、工事期間の短縮や経費の削減や円滑な業務が可能となるため。〈地方自治法施工令第167の2第1項第6号適用〉
こども未来課	協同建設(株)	志木市本町4-10-21	きたはら児童館内装等改修工事	朝霞市北原2丁目8番地3号	内装仕上工事、管工事	台風19号の影響による内装等の復旧及び空調の更新	R1.11.1	R2.2.28	34,400,000	台風19号の大雨の影響による雨漏りのため、天井や床などの内装材の復旧と空調機の故障による更新が必要となったことから、閉館に伴う利用者への影響を最小限にするため、きたはら児童館の現場の状況を熟知し、至急の対応が見込める元施工業者の協同建設(株)を選定。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用〉

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
水道経営課	(株)日立ビルシステム	東京都千代田区神田淡路町2-101	水道庁舎昇降機設備修繕工事	朝霞市泉水2丁目13番1号(水道庁舎)	機械器具設置	既設昇降機の老朽化部品交換	R1.10.24	R2.3.30	15,150,000	水道庁舎既設昇降機の保守点検においての指摘で、安全の確保から老朽化に伴う巻き上げ機等の部品交換を要する修繕となった。部品の適合性の問題から設置業者(株)日立ビルシステムを選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用)
議会総務課	(株)東和エンジニアリング	東京都千代田区東神田1-7-8	議会音響機器設備改修工事	朝霞市本町1-1-1	機械器具設置工事	全員協議会室、第1委員会室、第2委員会室に設置されている音響機器設備の改修工事	R1.12.16	R2.2.7	7,340,000	経年劣化により機器に不具合が発生しており、議会の運営に影響する恐れがあったことから、3月議会までに修繕する必要がある。緊急工事であったため実績のある事業者3社での見積合わせ実施により選定(地方自治法施行規則第167条の2第1項第5号適用)
財産管理課	小泉電機工業(株)	朝霞市膝折町1-9-29	庁舎別館5階HP-12系統空調機改修工事	朝霞市本町1-1-(朝霞市役所)	電気工事	室外機 1台及び室内機 5台更新	R1.12.18	R2.2.28	5,000,000	会議室の空調設備が故障し、後の確定申告などでの利用を踏まえ、至急の対応が必要であったため、市内業者で緊急で対応できる業者を選定した。<地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用>
まちづくり推進課	(株)富岡組	朝霞市根岸台3-14-15	観音通線街路築造工事(その3)に伴う付帯工事	栄町4丁目他地内	土木工事	区画線工 1式 防護施設工 1式	R2.1.20	R2.3.30	4,400,000	本工事は「観音通線街路築造工事(その3)」に関連する付帯工事であり、両工事を同一の施工業者が行うことで、工期の短縮、経費の削減、工事を安全・円滑かつ適切な施工が行われることから、同一の施工業者である(株)富岡組を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用)
下水道課	(株)富岡組	埼玉県朝霞市根岸台3-14-15	市道8号線人孔蓋修繕(雨水)No.2	朝霞市大字溝沼他地内	土木工事	雨水人孔蓋修繕 14基	R1.12.11	R2.3.23	4,100,000	本修繕は、道路整備課発注の「舗装改修工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)富岡組を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道課	(株)林土木関東支店	埼玉県朝霞市本町1-34-5	市道8号線人孔蓋修繕(雨水)	朝霞市青葉台1丁目他地内	土木工事	雨水人孔蓋修繕 20基	R1.12.11	R2.3.23	3,990,000	本修繕は、道路整備課発注の「歩道バリアフリー対策工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)林土木関東支店を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)
財産管理課	(株)共進	朝霞市北原1-4-2	庁舎駐車場トイレ改修工事に伴う付帯工事	朝霞市本町1-1-(朝霞市役所)	建築工事	庁舎駐車場内のアスファルト舗装、インターロッキング、区画線等の改修工事	R2.1.10	R2.3.19	3,780,000	本工事については、庁舎駐車場トイレ工事と近接した箇所での付帯的な工事であり、適切な安全及び工程の管理や、安価な経費での契約が見込めたことなどの理由により、(株)共進を選定した。<地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
下水道課	(株)富岡組	埼玉県朝霞市根岸台3-14-15	市道8号線他人孔蓋修繕(雨水)	朝霞市大字溝沼他地内	土木工事	雨水人孔蓋修繕 13基	R1.12.11	R2.3.23	3,460,000	本修繕は、道路整備課発注の「自転車歩行者道改修工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)富岡組を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)
まちづくり推進課	エスケイ機工(株)	埼玉県朝霞市膝折町1-13-45	市道2002号線交差点等安全対策工事	宮戸3丁目他地内	土木工事	ガードパイプ 1式	R1.11.11	R2.3.31	3,440,000	本工事は、事故災害等の未然防止のための緊急工事のため、「道路等応急復旧工事に関する覚書」を締結している業者の中から3社で見積り合わせを実施し選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)
下水道課	(株)富岡組	埼玉県朝霞市根岸台3-14-15	市道8号線他人孔蓋修繕(汚水)	朝霞市本町1丁目他地内	土木工事	汚水人孔蓋修繕 10基	R1.12.11	R2.3.23	3,220,000	本修繕は、道路整備課発注の「舗装改修工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)富岡組を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
資源リサイクル課	(株)NEOS	熊谷市中央3-88-2	ごみクレーン2号機用巻上モーター更新修繕	朝霞市大字浜崎390番地の45	清掃施設工事	ごみクレーン2号機の巻上モーターの更新	R2.3.11	R2.3.27	3,208,000	1・2号機での交互運転としているごみクレーンの2号機巻上モーターの故障により、可燃ごみの処理に支障が生じる恐れがあったため、早急な納期及び技術的に対応可能な業者に発注する必要があったため。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用〉
こども未来課	永田建設(株)	深谷市永田1748	児童館建設工事に伴う公園等復旧工事	朝霞市本町2丁目3番地内	建築工事	児童館建設工事に伴う重機の稼働範囲や現場事務所、資材置き場として使用していたあかね公園などの復旧工事	R1.10.18	R1.11.22	2,800,000	本工事の付帯的要素が強く、円滑な工事進捗や安全確保が見込めることから児童館建設工事(建築)の受注者の永田建設(株)を選定。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉
下水道課	(株)富岡組	埼玉県朝霞市根岸台3-14-15	市道8号線他人孔蓋修繕(汚水)No.2	朝霞市本町1丁目他地内	土木工事	汚水人孔蓋修繕 11基	R1.12.11	R2.3.23	2,660,000	本修繕は、道路整備課発注の「自転車歩行者道改修工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)富岡組を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)
こども未来課	ソーセツエンジニアリング(株)	さいたま市北区奈良町153-12	児童館建設工事に伴う舗装復旧等工事	朝霞市本町2丁目3番地内	ほ装工事	北側道路の水道管取り出し部分のアスファルト舗装本復旧に伴い、児童館敷地に接する北側道路舗装面の全面本復旧等工事。	R1.10.18	R1.11.22	2,622,000	本工事の付帯的要素が強く、円滑な工事進捗や安全確保が見込めることから児童館建設工事(機械)の受注者のソーセツエンジニアリング(株)を選定。〈地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用〉
教育総務課	五十鈴建設(株)	朝霞市朝志ヶ丘3-1-52	朝霞第十小学校屋内運動場床補修工事(台風19号)	朝霞市大字溝沼828番地の1	内装仕上工事	台風19号の雨水吹き込みにより浸水し破損した、屋内運動場アリーナ床の研磨塗装改修	R1.12.13	R2.3.23	2,600,000	体育の授業や式典等、学校活動への影響が大きく、至急の対応が必要であったため、2月末までに施工可能な業者4社で、見積り合わせを実施し選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用)
福祉相談課	株式会社親和整管	埼玉県朝霞市三原4-10-55	総合福祉センター受水槽揚水ポンプ交換工事	朝霞市大字浜崎51-1(総合福祉センター)	管工事業	受水槽揚水ポンプの交換	R1.10.18	R1.11.29	2,566,800	台風に伴い、受水槽の揚水ポンプが浸水し、館内への水道の供給が停止したため、当該施設は一時休館となった。緊急に復旧工事を行わなければ、施設利用者に多大な影響が生じるため、現場の機器及び設備に精通し、早期着工が可能な業者を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額(税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
まちづくり推進課	宮林建設(株)	埼玉県朝霞市田島2-6-66	市道4号線交差点等安全対策工事	泉水2丁目他地内	土木工事	ガードパイプ 1式	R1.11.11	R2.3.31	2,550,000	本工事は、事故災害等の未然防止のための緊急工事のため、「道路等応急復旧工事に関する覚書」を締結している業者の中から3社で見積り合わせを実施し選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)
水道施設課	(株)林土木関東支店	朝霞市本町1-34-5	市道5号線給水管切廻し工事	朝霞市溝沼3丁目地内	土木工事	道路整備課発注の道路改良工事において雨水対策のための側溝設置に伴う給水管切廻し工事	R1.10.7	R2.2.6	2,546,000	本工事は道路整備課で実施している「市道5号線道路改良工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同業者に施工させることが工期の短縮、経費の削減等の面において有利なことから、(株)林土木関東支店を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)
まちづくり推進課	エスケイ機工(株)	埼玉県朝霞市膝折町1-13-45	市道8号線交差点等安全対策工事	根岸台2丁目他地内	土木工事	ガードパイプ 1式	R1.11.11	R2.3.31	2,500,000	本工事は、事故災害等の未然防止のための緊急工事のため、「道路等応急復旧工事に関する覚書」を締結している業者の中から3社で見積り合わせを実施し選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)
下水道課	(株)林土木関東支店	埼玉県朝霞市本町1-34-5	市道8号線人孔蓋修繕(汚水)	朝霞市青葉台1丁目他地内	土木工事	汚水人孔蓋修繕 12基	R1.12.11	R2.3.23	2,350,000	本修繕は、道路整備課発注の「歩道バリアフリー対策工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)林土木関東支店を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)
水道施設課	(株)富岡組	朝霞市根岸台3-14-15	市道1000号線配水管漏水修理	朝霞市仲町2丁目地内	土木工事	口径200mmの水道本管に漏水が発生したため修理した。	R1.11.6	R2.1.24	2,340,000	仲町2丁目地内の市道内に埋設されている口径200mmの水道本管の漏水修理を行うことから、緊急の対応が可能で、道路及び水道管工事の施工が可能(株)富岡組に発注することで、工事の安全・円滑かつ適切な施工は確保できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用)
下水道課	(株)林土木関東支店	埼玉県朝霞市本町1-34-5	市道5号線人孔蓋修繕(汚水)	朝霞市溝沼3丁目他地内	土木工事	汚水人孔蓋修繕 22基	R1.12.16	R2.3.23	2,210,000	本修繕は、道路整備課発注の「市道5号線道路改良工事」と密接に関連する付帯的な工事であり、同一施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減等の面において有利なことから、(株)林土木関東支店を選定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号適用)